

鳥取縣公報

告 示

◇鳥取縣告示第二百六十三號

價格等取締規則第二條の規定により濃革花緒の販賣價格の届出があつたのでこれを受理した。

昭和二十二年六月二十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、届出人住所、名稱及び氏名

鳥取市立川町五丁目

鳥取クロス工業株式會社

代表者 井 上 安 太 郎

二、届出品名及び價格

(一)品 名 濃革花緒

(二)販賣價格(一足)

生産者販賣價格 卸賣業者販賣價格

五圓〇〇

五圓五〇

六圓三〇

小賣業販賣價格

昭和二十二年六月二十四日
第 千 八 百 二 十 號

火 曜 日

本報ノ大キサハ規定規格外ニシテ

三、この價格は賣主の店先渡し價格である。

四、この價格は鳥取縣價格査定委員會の査定を受け査定證紙を貼付したものの價格で、査定を受けないもの査定證紙の貼付してないものは五割下げとする。

五、物價調整上必要あるとき又は不都合のあるときは、この物品の販賣について制限もしくは禁止することがある。

◇鳥取縣告示第二百六十四號

昭和二十二年七月一日定例縣會を鳥取市に招集する。

昭和二十二年六月二十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

◇鳥取縣告示第二百六十五號

大正十一年十二月鳥取縣告示第三百二十六號 恩賜財團濟生會

08057

肺結核患者救療規程及び昭和十四年二月鳥取縣告示第百三十六號^{恩賜財團}濟生會米子診療所規程は昭和二十二年三月三十一日限りこれを廢止する。

昭和二十二年六月二十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

集 報

昭和二十一年勅令第三百十一號に關する件

(連合國占領軍の占領目的に有害な行爲に對する處罰等に關する勅令)

(昭和二十一年十月二十九日本欄參照)

昭和二十二年五月二十日以降本件に關係せる官報登載

連合國最高司令官發 日本政府宛 覺書は左記の通りである。

記

二、宣傳用出版物沒收の件

(昭和二十二年六月六日付官報參照)

昭和二十二年六月二十四日印刷

昭和二十二年六月二十四日發行

鳥 取 縣 報

(昭和四年四月十五日第三種郵便物認可)

鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町